

類型	区分	対象業種	対象地域	新設 増設	補助要件 ・投資額 ・雇用増	助成内容		
						助成額	限度額	通算限度額
類型 I	成長産業分野	自動車関連製造業	全道 (札幌市を除く) (植物工場は、工業 団地と工場適地を 対象とする)	新設	5億円以上	投資額の10%	15億円 注5	20億円 同一企業につき
		増設		20人以上	投資額の5%	5億円		
		電気・電子機器製造業 医薬品製造業 食関連産業 植物工場 新エネルギー関連製造業		新設		投資額の10%	10億円 注5	13億円 同一企業につき
				増設		投資額の5%	3億円	
		新エネルギー供給業		新設	10億円以上 1人以上	投資額の5%	1億円	—
		データセンター事業		新設	一般型 10億円以上 5人以上	投資額の10%	一般型 3億円 環境配慮型 5億円	一般型 4億5千万円 環境配慮型 7億5千万円 同一企業につき
	増設		環境配慮型 注4 20億円以上 5人以上	投資額の5%	一般型 1億5千万円 環境配慮型 2億5千万円			
	基盤技術産業	新設		2,500万円以上	投資額の10%	3億円	13億円 同一企業につき	
		増設		5人以上	投資額の5%			
	本社機能移転事業	全道	新設	(投資額要件なし) 30人以上	一年間の賃料の 2分の1	1,000万円	—	
発展基盤施設分野	自然科学研究所	全道	新設	10億円以上 研究員5人以上	投資額の10%	10億円	13億円 同一企業につき	
			増設	5億円以上 研究員5人以上	投資額の5%	3億円		
	高度物流関連事業	全道 (札幌市を除く)	新設	20億円以上	投資額の10%	10億円		
			増設	20人以上	投資額の5%	3億円		
類型 II	市町村連携促進分野	市町村が行う立地助成措置 の対象でありかつ次に該当 するもの ・ 製造業 ・ 自然科学研究所 ・ 高度物流関連事業 ・ データセンター事業 ・ ソフトウェア業 ・ 情報処理・提供サービス業 ・ コールセンター事業 ・ 植物工場	特別対策地域 注3	新設	2,500万円以上 5人以上	投資額の4% 企業立地促進法適用地 域特例新設の場合のみ 投資額の8%	1億円	3億円
				増設			雇用増1人あたり50 万円(雇用増が6人 以上の場合6人目から支 給)	
		工業団地 (札幌市を除く) 注6	新設	5,000万円以上	投資額の8%	1億円		
			増設	5人以上	投資額の4%			

注1 助成額が投資額を上回る場合は、投資額を助成額とします。

注2 類型Iから類型IIまでの区分のうち、いずれか一つの区分の補助金の交付を受けることができます。

注3 特別対策地域とは、農村地域工業等導入促進法などの地域開発関係法の適用地域です。南幌町は特別対策地域に該当します。

注4 環境配慮型データセンターとは、雪氷、太陽光等の自然エネルギーを活用することにより、空調設備の消費電力を通常のデータセンターに比して20%以上低減する設備を有すると知事が認めるものです。

注5 雇用増に応じた上限スライド制を適用します。雇用増に応じた上限スライド制とは、雇用増の人数に応じて限度額を設定するものです。

注6 製造業に限る。ただし、植物工場は含む。植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする。

自動車関連 製造業	雇用増	20人以上50人未満	50人以上100人未満	100人以上	電気・電子機器 製造業、 医薬品製造業	雇用増	20人以上50人未満	50人以上
	限度額	5億円	10億円	15億円		限度額	5億円	10億円